

「関係人口塾」(仮称) 業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本県の関係人口の創出・拡大を目的として、県内の地域づくり団体等で関係人口との協働による地域づくり活動を行う人材の養成を行う「関係人口塾」(仮称)に係る事業を実施するもの。

2 委託事業の概要

- (1) 業務名: 「関係人口塾」(仮称) 事業
- (2) 業務内容: 別紙業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間: 委託契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託費用: 4,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (4) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

4 募集方法

ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年5月18日(月) 17時まで

(2) 受付方法

質問書(様式1)を持参又は電子メールにより、石川地域づくり協会事務局まで送付してください。送付先は「10 問い合わせ先」に同じ。なお、電子メールの場合は、送信後、電話にて到達の確認をお願いします。

(3) 質問事項の回答

令和8年5月20日(水)までに、質問書の提出があつた者あてに、電子メールで回答します。

6 審査参加申込書及び企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月22日（金）17時（必着）
- (2) 応募方法 持参、郵送又は電子メール（FAXでの応募は不可）
- (3) 提出書類 下表のとおり

提出書類	形式	部数	様式
① 審査参加申込書	A4	1部	様式2
② 企画提案書 ・企画提案の内容 ・業務実施スケジュール ・経費の概算見積書（内訳含む）	A4	5部	様式任意
③ 参考資料（組織概要、過去の実績等）	A4	5部	様式任意
④ 県税納税証明書 ※提出日の1ヶ月前以降に発行された、 証明税目を「県税全般」とするもの。 ※石川県の県税の納税義務を有する者 のみ提出対象。		1部	県税事務所 第2号の3 様式 (写し可)

- (4) 提出先 下記「10 問い合わせ先」に同じ。

(5) 留意事項

- ① 一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。
- ② 本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、一切返却しないこととする。
- ④ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ⑥ 書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

7 審査の実施

- (1) 実施日 令和8年5月25日（月）～29日（金）
- (2) 方法 書面審査（各事業者から提出された提案書を審査します）
- (3) その他 公正な審査の妨げとなる恐れのある行為を行った場合は、参加資格を失うこととなります。

8 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

評価項目	企画提案の内容	(1) 石川県が整備する関係人口登録システムを活用した、関係人口の創出・拡大に繋がるような提案がなされているか。

評価項目	企画提案の内容	(2) 関係人口の前提知識を有しない団体・個人が、基礎から学びを深め、独自のプログラム造成に繋げられるようなカリキュラムが提案されているか。 (3) 講師が有するノウハウやコネクションを活かした具体的な提案がなされており、日程の確保や委託者の意向を踏まえた開催が期待できるか。 (4) 今後、協会が同様の事業を行うことを想定した場合に、今回の講座の知見が活かせるような提案となっているか。
	業務の実施体制及び団体の実績等	(1) 事業を円滑かつ確実に実施できる体制・スケジュールとなっているか。 (2) 同様の事業の企画運営について過去の実績があるか。
	価格	事業内容の質・量ともに金額に見合ったものとなっているか。また、費用対効果が優れているか。

(2) 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

①審査において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

②選考結果通知は、別途通知する。

通知方法：応募者の代表者（担当者）宛書面にて通知

なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

9 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

10 問い合わせ先

石川地域づくり協会事務局（石川県企画振興部地域振興課内（行政庁舎8階））

住所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電話：076-225-1335

FAX：076-225-1328

メールアドレス：chiikil@pref.ishikawa.lg.jp